

第7章 配水管（予定）工事

7.1 配水管（予定）工事の定義

配水管（予定）工事とは、申込者負担によるφ50mm以上の給水管を布設するもので、しゅん工後の寄附を前提にして布設される工事（寄附後は配水管となる）のことであり、次の各号に該当するものをいう。

- (1) 土地区画整理事業により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (2) 開発行為（開発面積が1,000㎡以上）により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (3) 開発行為に準ずる事業（国及び県、市等の公共団体等が施行する開発行為に準ずる事業及び再開発事業）により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (4) 給水申込及び小規模な宅地造成により当該地の給水を目的として布設されるもの。
- (5) その他、管理者が必要と認めた場合。

7.2 工事の申込

配水管（予定）工事の申込をしようとする者は、新潟市指定給水装置工事事業者の中から工事を施工させる者を選定し、工事の契約を行い、管理者に申し込むものとする。（表7-1）

また、工事契約した指定給水装置工事事業者は、次に掲げる書類のうち申込に必要なすべての書類を、申込者に説明のうえ作成し、確認を得てから提出するものとする。（表7-2）

(1) 配水管（予定）工事申込書

所定の用紙に、申込者、指定給水装置工事事業者及び必要な事項を記入、押印したもので次のことに留意すること。

- ① 申込地、申込者の住所は番地まで記入するものとし、氏名は十分確認のうえ、ふりがなをつける。
- ② 申込者、分岐承諾等が法人の場合は、必ず法人の法人印及び代表者印を必要とする。

(2) 寄付申込書

工事しゅん工後に寄付することを承諾するもので、その明細を表すもの。

(3) 土地使用貸借契約書

工事しゅん工後に配水管として寄付を受ける部分が、公道以外の私有地（公衆用道路も含む）の場合に、所有者との間に結ぶ契約書。

(4) 使用材料承認願

口径75mm以上の工事の場合に、使用する材料の名称、規格、数量の一覧に製造メーカー名を記載したもの。

(5) 道路占用申請書

国道、県道、市道、河川、国有地・国有水面等の公道に布設する場合、それぞれの管理者に提出する申請書。

(6) 給水装置一部先行工事申込書

配水管（予定）工事の施行において、舗装下に布設される給水装置を舗装に先行して施行する場合に提出する申込書。

(7) その他管理者が必要と認める書類

- ① 利害関係人が居所不明，その他の事由によりその同意が得られない場合の申込者の誓約書。
- ② 施工計画書（施工時期，関連する他工事の内容との関係を表すもの。）

表 7-1 配水管（予定）工事の申込先

受付場所	所管行政区	配水管（予定）工事の内容
中央事業所	東区, 中央区, 西区	土地区画整理事業，開発行為（小規模開発），給水申請
秋葉事業所	江南区, 秋葉区, 南区	土地区画整理事業，開発行為（小規模開発），給水申請
北営業所	北区	土地区画整理事業，開発行為（小規模開発），給水申請
西蒲営業所	西蒲区	土地区画整理事業，開発行為（小規模開発），給水申請

表 7-2 配水管（予定）工事提出書類

提出書類	部数	備考
配水管（予定）工事申込書	原 1, 写 1	配管設計図 2 部添付
配水管（予定）工事寄附申込書	1 部	
土地使用貸借契約書	2 部	更正図 3 部添付
使用材料承認願	3 部	使用材料一覧表
各種占用申請書		必要部数を各管理者に確認すること
給水装置一部先行工事申込書	原 1, 写 1	配管設計図 2 部添付
その他管理者が必要と認める書類	1 部	誓約書，施工計画書など

7.3 審査及び工事着手

設計審査及び工事着手は次に示すとおり行う。

- (1) 申込書の記載内容及び設計図書に基づき，使用材料，取付器具及び工法等について「新潟市給水条例」，「新潟市給水条例施行規程」，「配水管布設工事標準仕様書」，本指針に基づき調査したうえ，現場等の調査もふまえて審査を行う。
- (2) 審査の結果，支障のないものは工事着手を承認し，申込者に連絡する。
- (3) 審査の結果，支障あるものと認めたときは不備事項を明記し，指定給水装置工事事業者に返送する。この場合，早急に不備事項を訂正または必要事項を記載のうえ，申込書を再提出しなければならない。

7.4 工事の施行

配水管（予定）工事の施行管理は，原則として配水管布設工事標準仕様書に準じて行うものとし，次のことに留意すること。

- (1) 布設工事は，布設位置及び埋設深度について測量等により確認を行い施工すること。
- (2) 他管路が輻輳する路線については，必要に応じて他埋設管施工者と打合せを行い，離隔等の協議を行うこと。
- (3) 断水工事は，局担当者と事前に施工計画及び断水方法について協議を行うこと。

- (4) 推進、軌道下横断、水管橋架設などの特殊工事は、設計各種計算書及び施工計画書を提出し事前に承認を得ること。
- (5) 「配水管布設工事標準仕様書」の記載事項と当該工事に該当しない事項が発生した場合は、そのつど局担当者と協議を行うこと。

7.5 変更及び取消

1. 工事の変更

工事着手後に工事に変更になった場合、すみやかに申込者は管理者に連絡し、変更の手続きをとるものとする。ただし、軽微な変更は局担当者と協議のうえ、しゅん工図書での訂正とすることができる。

2. 工事の取消

工事着手承認から6ヶ月を経過しても工事に着手しない場合は、その工事申込は取り消したものとみなす。ただし、管理者が特別の理由があると認めたときはこの限りでない。なお、申込者の都合により工事を取り消す場合は、理由を付した工事取消届を提出すること。

7.6 工事検査

工事検査は、工事が申込書の記載内容及び設計図書のとおり施行されているかを確認するもので次に掲げるとおりに行う。

- (1) 工事検査は、給水装置工事主任技術者の立ち会いで実施し、次に掲げる場合とする。
 - ① 既設配水管からの分岐工事
 - ② 水圧テスト
 - ③ 水質検査
 - ④ 工事がしゅん工したとき
 - ⑤ その他工事の施工過程で管理者が必要と認めたとき
- (2) 工事がしゅん工したときは、事前に自主検査を十分に行い、工事検査しゅん工届を提出して次に掲げる事項について検査を受けるものとする。なお、確認ができないものについては、写真検査で行うことがある。
 - ① 管布設状況（布設延長、埋設位置、埋設深度、仕切弁・消火栓の開閉、覆類の状況等）
 - ② 給水装置一部先行の位置確認（仕切弁、コック、または消火栓からの距離）
 - ③ 仕切弁、コックの位置図等の現場確認を必要とする図面の内容
 - ④ しゅん工図の記載内容
 - ⑤ その他必要事項
- (3) しゅん工検査及びその他の検査において、工事に不備があった場合、指定給水装置工事事業者はすみやかにその原因を調査し、修復又はやり直しをしなければならない。

7.7 しゅん工図書

工事がしゅん工したときは、14日以内に次に掲げるしゅん工図書を管理者に提出すること。

- ① しゅん工図（配水管布設工事しゅん工図作成要領に準拠）原1部 写1部（コピー）
- ② 工事写真集（工事写真撮影要領に準拠）

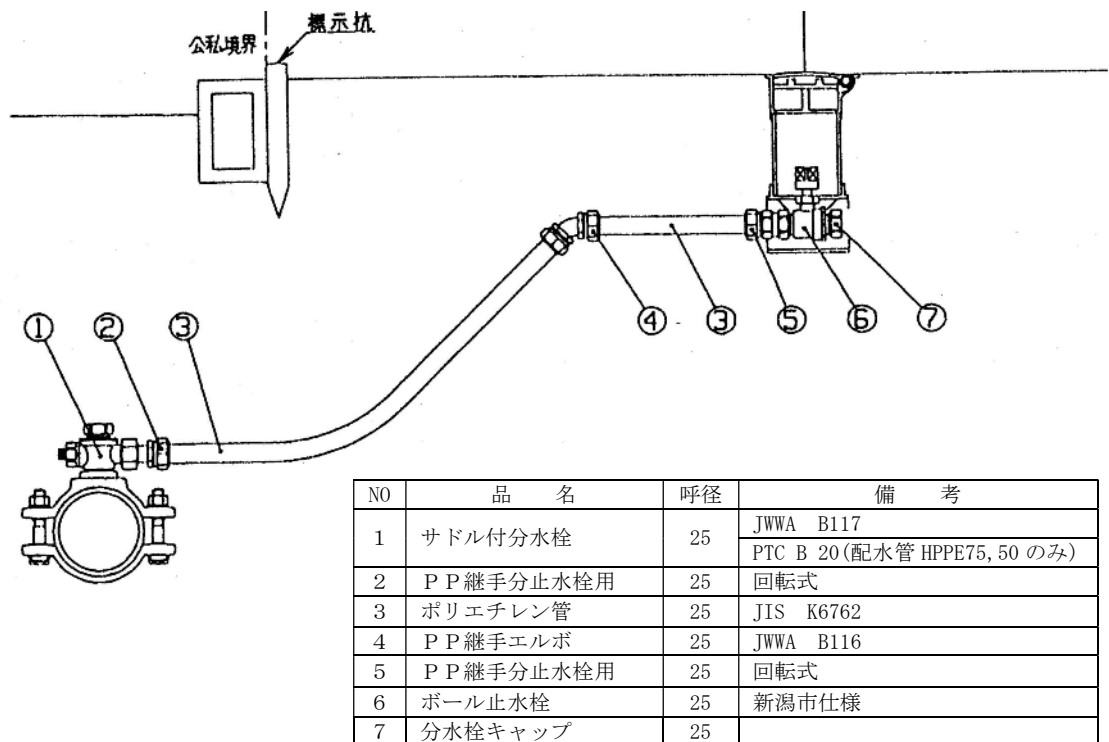
- ③ 工事日報（施工日ごとの工事内容を記載）
- ④ 水圧試験結果表
- ⑤ 継手チェックシート
- ⑥ その他管理者が必要と認めたもの

7.8 給水装置一部先行工事

開発行為等により宅地造成を行う場合で、道路舗装完成後に給水管の引き込み配管が困難と認められるとき及び使用開始するまでの間、申込者が適切な（維持）管理を行うことができると管理者が認めるときは、給水装置一部先行工事取扱要綱を遵守することにより給水装置の一部先行工事を認める。この場合においては、次に掲げるところによる。

- (1) 宅地の区画割が変更にならないことを十分確認すること。
- (2) 各区画への分岐引込管の口径は、原則としてφ25mmとする。
- (3) 工事完了後は配管図に、基準とする仕切弁、止水栓、消火栓からの引き込み位置までの距離を明示すること。
- (4) 給水装置一部先行工事の標準配管は、図7-1のとおりとする。

図7-1 給水装置一部先行工事
標準配管図

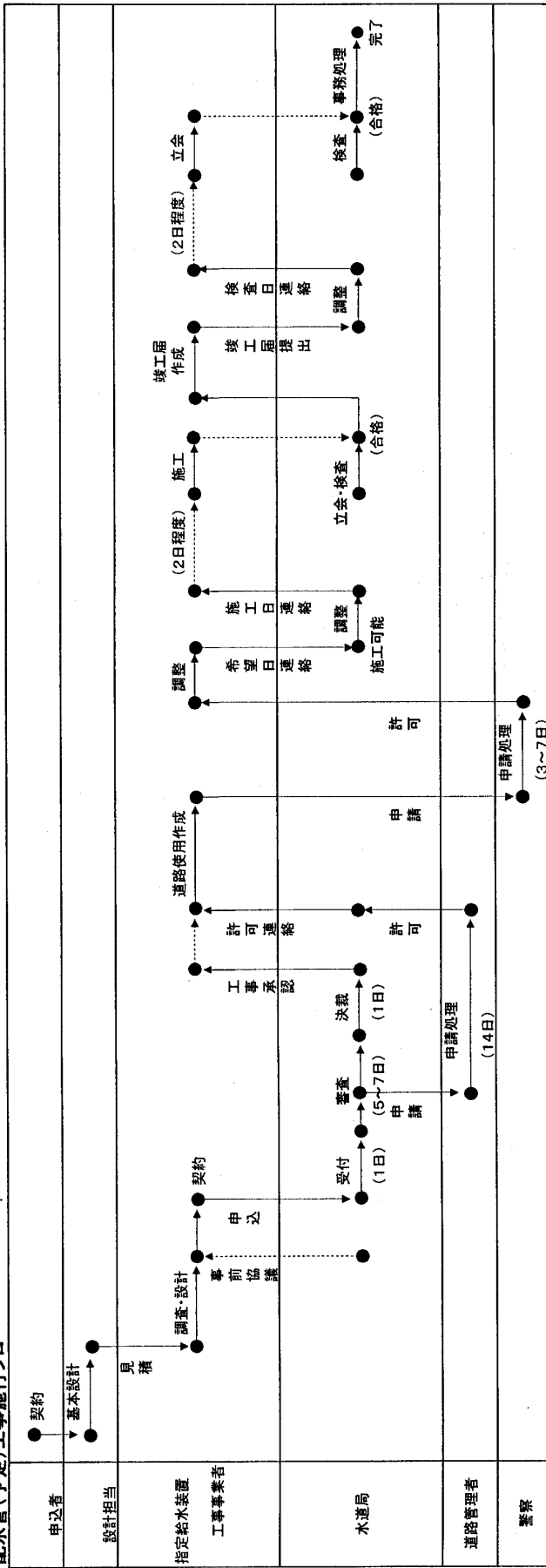


※エルボは90°，60°，45°土被りに応じて使用する。

図7-2 配水管(予定)工事申込から施工までのフロー図

道路占用が必要でない場合 約10日間
 道路占用が必要な場合 約20日間

配水管(予定)工事施行フロー



※給水装置工事を伴う場合は、図6-1給水装置の工事申込から施工までのフロー図に準ずる。